

## 佐賀県告示第253号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和4年10月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

その(1)

### 1 名称

鳥栖基山特定猟具使用禁止区域

### 2 区域

三養基郡基山町の県道17号久留米基山筑紫野線と町道三国丸林線との交点を起点とし、同町道を東へ進み国道3号との交点に至り、同国道を南へ進み基山町と鳥栖市との境界に至り、同市町境を東へ進み市道北西川2号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道北西1号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道吉永・姫方線との交点に至り、同市道を西へ進み市道国道・永吉線との交点に至り、同市道を西へ進み本川川との交点に至り、同地点から本川川に沿って南へ進み国道500号の本郷橋に至り、同国道を東へ進み九州自動車道との交点に至り、同自動車道を南へ進み県道鳥栖朝倉線の交点に至り、同県道を西へ進み市道東部17号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道姫方・基里運動広場線の交点に至り、同市道を南へ進み市道原・酒井西線との交点に至り、同市道を東南に進み市道水屋・幡崎線との交点に至り、同市道を南に進み市道東部44号線との交点に至り、同地点から西へ大木川を横断し国道3号線との交点に至り、同国道を南へ進み県道336号中原鳥栖線との交点に至り、同県道を西へ進み県道145号江口長門石江島線との交点に至り、同県道を南西へ進み三養基郡みやき町の町道千栗宮前線との交点に至り、同町道を西へ進み県道22号北茂安三田川線との交点に至り、同県道を西へ進み町道白石西大島線との交点に至り、同町道を北へ進み国道34号との交点に至り、同国道を南西へ進み、鳥栖市とみやき町との境界に至り、同境界を北へ進み県道31号佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を北東へ進み鳥栖市平田町字乗目の市道平田養父線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道山浦牛原線との交点に至り、同市道を北へ進み市道八幡宮牛原線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道築地別石線との交点に至り、同市道を北西へ進み九州横断自動車道との交点に至り、同自動車道を北東へ進み県道17号久留米基山筑紫野線との交点に至り、同県道を北東へ進み田代公園南端との交点に至り、同地点より同公園の境界を北西へ進み市道北部丘陵西通線との交点に至り、同市道を北へ進み県道九千部山公園線との交点に至り、同県道を東へ進み市道北部丘陵西通3号線との交点に至り、同市道を北へ進み鳥栖市と基山町との境界に至り、同市町境を東へ進み県道17号久留米基山筑紫野線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域及び国道3号より東の基山町都市計画図（令和4年4月1日時点）における市街化区域に指定された区域。ただし、朝日山鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

### 3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

### 4 禁止に係る特定猟具の種類

## 銃器

### その(2)

#### 1 名称

佐賀特定猟具使用禁止区域

#### 2 区域

佐賀市鍋島町の県道248号鍋島停車場東山田線と市道34号増田植木線との交点を起点とし、同市道を東へ進み市道23号上高木蠣久線との交点に至り、同市道を東へ進み市道1881号多布施川堤防線との交点に至り、同市道を北へ進み市道35号蠣久平尾線との交点に至り、同市道を東へ進み市道3761号坪上南小路線との交点に至り、同市道を北へ進み市ノ江幹線水路との交点に至り、同水路に沿って南東へ進み県道31号主要地方道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道南へ進み市道3号東高木線との交点に至り、同市道を南へ進み国道34号との交点に至り、同国道を東へ進み巨勢川との交点に至り、巨勢川を南下し佐賀江川との交点に至り、佐賀江川を東へ進み市道3312号巨勢広域1号線との交点に至り、同市道を南へ進み県道266号江上光法停車場線との交点に至り、同県道を南へ進み市道2116号犬尾江上線との交点に至り、同市道を西へ進み市道3188号北川副小学校北分線との交点に至り、同市道を南へ進み市道2117号江上西線との交点に至り、同市道を西へ進み市道1363号北川副小学校北線との交点に至り、同市道を南へ進み市道3219号木原増田宿線との交点に至り、同市道を南へ進み市道2118号北川副小学校東線との交点に至り、同市道を南へ進み市道28号光法新郷線との交点に至り、同市道を南へ進み市道2151号新村下武線との交点に至り、同市道を南へ進み市道2152号ひやあらんさん線との交点に至り、同市道を南へ進み市道3274号川副中央幹線との交点に至り、同市道を南へ進み県道48号主要地方道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を西へ進み県道30号主要地方道佐賀川副線との交点に至り、同県道を北へ進み県道49号主要地方道佐賀空港線との交点に至り、同県道を南へ進み県道48号主要地方道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を西へ進み国道444号との交点に至り、同国道を西へ進み嘉瀬川との交点に至り、嘉瀬川沿いに北へ進み国道34号との交点に至り、同国道を東へ進み県道248号鍋島停車場東山田線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、森林公園鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

#### 3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

#### 4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### その(3)

#### 1 名称

伊万里特定猟具使用禁止区域

#### 2 区域

伊万里市山代町楠久の国道204号と県道5号伊万里松浦線との交点を起点とし、起点から対岸北東の同市瀬戸町中通の市道瀬戸・築港線と市道脇田・築港線との交点を直線で結んだ線に沿って進み同交点に至り、市道瀬戸・築港線を東へ進み国道204号との交点に至り、同国道を北へ進み市道松島・瀬戸線との交点に至り、同市道を南東へ進み国道204号線との交点に至り、同国道を南東へ進み県道321号線黒

川松島線との交点に至り、同県道を南東へ進み市道川北17号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道脇田1号線との交点に至り、同市道を東へ進み県道321号黒川松島線との交点に至り、同県道を南へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道脇田2号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道大坪・松島線との交点に至り、同市道を東へ進み市道栄町15号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道栄町10号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道栄町21号線との交点に至り、同市道を南東へ進み農道に至り、同農道を南東へ進み市道白野1号線に至り、同市道を南へ進み岩栗・白野線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道白野・柳井町線に至り、同市道を北東へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み県道239号上伊万里停車場線との交点に至り、同県道を南へ進み市道上伊万里・平尾線との交点に至り、同市道を南東へ進み県道26号伊万里山内線との交点に至り、同県道を西へ進み市道窯業団地線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を西へ進み市道立花台・富士町線との交点に至り、同市道を西へ進み市道金谷・吉田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道川東・富士町線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み松浦鉄道との交点に至り、同鉄道を南西へ進み伊万里市と有田町との境界線に至り、同境界線を西へ進み国道202号との交点に至り、同国道を北へ進み国道204号との交点に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

### 4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## その(4)

### 1 名称

唐津浜崎特定猟具使用禁止区域

### 2 区域

唐津市浜玉町浜崎玉島川河口右岸堤防突端を起点とし、同堤防を南東へ進みJR筑肥線との交点に至り、同JR線を南へ進み横田川の鉄橋を経て市道東～山田線との交点に至り、同市道を南へ進み同市浜玉町大字東山田字外原の県道327号七山唐津線との交点に至り、同県道を南西へ進み県道258号半田鬼塚線との交点に至り、同県道を西へ進み市道原久里線との交点に至り、同市道を南西へ進み同市下久里町の県道40号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南西へ進み市道城大野線との交点に至り、同市道を東へ進み弓田溜池の東端に至り、同地点からつつじヶ丘団地の東側に沿って南へ進み市道宮ノ前線との交点に至り、同市道を西へ進み県道40号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南へ進み双水橋に至り、市道山本宮ノ前線を経てJR唐津線との交点に至り、同JR線を北へ進み市道菜畑見借線との交点に至り、同市道を北東へ進み国道204号との交点に至り、同国道を北西へ進み臨港道路大島線との交点に至り、同臨港道路を北東へ進み県道唐津港線との交点に至り、同県道を南東へ進み臨港道路二夕子線との交点に至り、九州電力株式会社唐津発電所（跡地）の北端を経て同発電所東端に至り、西ノ浜の海岸線を東へ進み舞鶴橋を経て、松浦潟の海岸線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、鏡山鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

### 3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

その(5)

- 1 名称  
鎮西山特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

三養基郡上峰町大字堤字三本黒木アスレチック広場北側駐車場を起点とし、同地点から鎮西山山頂へ向かう遊歩道を進み鎮西山山頂展望広場に至り、同所から北へ進み広域基幹林道九千部山横断線手前約300メートル付近から東へ約100メートル進み遊歩道を南下し、キャンプ広場東側道路を経て多目的広場駐車場に至り、同所から東へ約50メートル進み林道沿いを約250メートル南下し、ヤマモモ林を経て平井山荘に至り、同所から西へ進み砂防ダムに至り、遊びの森の芝生広場南側を経てアスレチック広場南を迂回し起点に至る線で囲まれた区域

- 3 存続期間  
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

その(6)

- 1 名称  
白野地区特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

伊万里市大坪町甲の市道白野・原屋敷線と市道白野10号線との交点を起点とし、市道白野・原屋敷線を北西へ140メートル進み里道との交点に至り、同里道を北東へ進み同里道の終点に至り、同終点と同市大坪町甲字高尾1307番地先の里道分岐点を直線で結んだ線を経て同分岐点に至り、同分岐点から北東へ伸びる里道を進み同市南波多町と同市大坪町甲の境界との交点に至り、さらに同里道を南東へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み市道白野10号線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 存続期間  
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

その(7)

- 1 名称  
上古賀地区特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

伊万里市大川内町の市道古賀・正力坊線と市道古賀18号線との交点を起点とし、同市道を東へ進み同市大坪町丙555番2地先の里道との交点に至り、同里道を南東へ進み同市大坪町丙と同市大川内町甲との境界に至り、同境界を南へ進み都川内森林公園敷地境界線との交点に至り、同敷地境界線を南東へ進み国有林との境界に至り、同境界を西へ進み九州電力高圧線との交点に至り、同高圧線を北西へ進み同市大川内町甲と同市大坪町丙の境界との交点に至り、同境界を北西へ進み同市大川内町甲字三本松3149番8地先の里道との交点に至り、同里道を北西へ進み市道古賀・正力坊線との交点に至り、同市道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(8)

1 名称

脇田地区特定猟具使用禁止区域

2 区域

伊万里市脇田町の県道321号黒川松島線と市道札ノ元・古瓶屋線との交点を起点とし、同県道を北へ進み市道平山・屋敷野線との交点に至り、同市道を南へ進み市道札ノ元・古瓶屋線との交点に至り、同市道を南へ進み同市脇田町字平野878番1に至り、同所との同市大坪町甲字永山1782番1を直線で結んだ線及びその延長線を経て同延長線と市道脇田・永山線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道脇田6号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道札ノ元・古瓶屋線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(9)

1 名称

福富干拓特定猟具使用禁止区域

2 区域

杵島郡白石町の福富干拓全域。ただし、堤防敷地を除く。

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃器